

高萩・北茨城広域事務組合職員の人事評価実施規程

平成28年3月30日

規程第1号

改正 令和元年10月1日規程第1号

第1条 高萩・北茨城広域事務組合職員の人事評価は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定めるもののほか、北茨城市職員の人事評価実施規程（平成28年北茨城市訓令第3号）の例による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。